

ただいま提出いたしました議案の概要について申し上げます。

議第72号の一般会計補正予算案につきましては、年度内における各事業の執行状況および最終的な財源見通しに基づき所要の調整を行い、総額で141億164万7千円の減額補正を行おうとするものでございます。

まず、歳入についてでございますが、県税は、総額で71億8千万円の増額となりました。

その主な内訳は、法人二税が39億3千万円余の増、個人県民税が18億円余の増、軽油引取税が9億円余の増となっております。

また、県債につきましては、地方債同意等予定額に基づき、所要の調整を行おうとするものでございます。

次に、歳出についてでございますが、生活福祉資金に対する貸付原資の補助や道路除雪費等を増額いたしますとともに、中小企業関係の貸付金の不用をはじめ、人件費や一般行政経費につきまして、執行残等を精査するなど所要の調整を行うこととしております。

また、訪問看護ステーションや介護保険施設等の看護職員の確保・養成に対応するため、新たに「滋賀県在宅医療福祉を担う看護職員確保対策基金」を設置いたしまして、在宅看取りの推進を行ってまいります。

このような歳入、歳出の調整を図った上で、本年度予定しておりました財政調整基金と県債管理基金の取崩額を減額するとともに、積み立てを行うことにより、平成24年度末の見込みで両基金合わせて約119億円の残高を確保することとしております。

また、今後の福祉・教育施策の推進に向け、福祉・教育振興基金における取崩額の減額や積み立てを行うことにより、34億1千万円余の増額を行い、その残高の確保を図ることとしております。

将来世代の負担軽減を図るために、基金残高の確保等を図りながら、後年度の財政運営や、当面する課題への対応に備えてまいりたいと考えております。

議第73号から87号までは、特別会計および企業会計につきまして、所要の調整を行ったところであります。

次に、条例案件について申し上げます。

議第 88 号は、先ほど申し上げましたように、在宅医療福祉を担う看護職員の確保対策に係る事業を円滑に推進するため、新たに基金を設置しようとするものでございます。

次に、その他の案件について申し上げます。

議第 89 号は、訴訟の提起について、議第 90 号から 92 号までは、県の行う建設事業等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることについて、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

議第 93 号および第 94 号は、関西広域連合規約の変更について、議決を求めようとするものでございます。

この規約変更については、昨年 12 月の広域連合委員会において、大阪市、堺市、神戸市、京都市の 4 政令市長から、広域連合に早期に参加したい旨の表明がございました。その後、大阪市、堺市から、4 月中にも参加したいとの希望があったことから、広域連合委員会において協議を進めるとともに、連合議会において議員定数案についてご検討いただいてまいりました。

その結果、先月 11 日、連合議会議長から連合長へ議員定数案等が報告され、これを受け、2 月 17 日付けで連合長から関係団体あてに、規約改正案の提案と 2 月議会上程に向けて諸準備を進めてほしい旨の依頼がされたところでございます。

こうした中で、滋賀県議会では、2 月 21 日に構成団体の変更と議員定数の変更を分離して審議することについて、必要な配慮を強く求める旨の連合長あての意見書が議決されました。

これを受けて、連合長と協議を重ねた結果、意見書の趣旨を尊重し、本県では規約変更案を 2 つに分離して議案を提案させていただくものでございます。

今後も、県議会の皆様とともに、関西広域連合の取組をとおして、県民サービスの向上を図り、県益の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上、何とぞご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。